平成２４年（フ）第９１１号
大阪府枚方市長尾東町１丁目３番10―303号
債務者　千葉由加里
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３７号
熊本県八代市築添町1621番地９　２－５
債務者　遠山　辰彦
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月25日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第１号
栃木県栃木市大宮町2284番地　県営平川第一住宅８号棟42号室、従前の住所栃木県栃木市都賀町家中2708番地
債務者　石川　　浩
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後３時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第２号
栃木県栃木市大宮町2284番地　県営平川第一住宅８号棟42号室、従前の住所栃木県栃木市都賀町家中2708番地
債務者　石川　典子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６１号
横浜市港南区港南６丁目11番15号　シャトル美寿101号室
債務者　柘植黄太郎
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６０号
横浜市港南区港南６丁目11番15号　シャトル美寿101号室
債務者　柘植清一郎
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第２０号
栃木県小山市大字間々田1252番地
債務者　信末　京美
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１７号
栃木県栃木市平井町525番地
債務者　早乙女　博
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後３時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第２６２号
横浜市港南区港南６丁目11番15号　シャトル美寿101号室
債務者　柘植紅次郎
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５号
島根県益田市中吉田町977番地４
債務者　長沢　大介
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月26日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２４年（フ）第７４号
東京都八王子市大谷町45番地都営南大谷アパート１―307
債務者　佐藤　道晃
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３８号
釧路市南大通６丁目１番185号　メゾンド千田802号室
債務者　小笠原寿雄
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第３９号
釧路市南大通６丁目１番185号　メゾンド千田802号室
債務者　小笠原則枝
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２０２８号
東京都練馬区高松４丁目20―21―201
債務者　佐野　育代
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０２９号
東京都練馬区光が丘２丁目７－４―513
債務者　高見澤かづゑ
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部